

○愛西市総合斎苑の管理及び運営に関する規則

平成23年6月27日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成22年愛西市条例第12号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、愛西市総合斎苑（以下「斎苑」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 斎苑施設の休業日は、1月1日及び次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 火葬場、待合室及び霊安室 友引の日

(2) 式場（各控室含む。以下同じ。）

ア 告別式 友引の日

イ 通夜 12月31日及び友引の日の前日

(使用時間等)

第3条 斎苑の使用できる時間等は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 火葬場の受入時間 午前9時から午後4時まで

(2) 式場の使用時間

ア 告別式のみを行う場合 午前9時から午後4時まで

イ 通夜及び告別式を続けて行う場合 午後4時から翌日の午後4時まで

(3) 待合室の使用時間 午前9時から午後5時まで

(4) 霊安室の受入及び受出時間 午前9時から午後4時まで

2 式場、待合室等の使用時間は、準備、片付け等の時間を含むものとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により斎苑の使用について許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総合斎苑使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、斎苑の使用の許可をしたときは、総合斎苑使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 式場、待合室及び霊安室については、火葬場を使用する者に限り、その使用を許可するものとする。

3 待合室を延長して使用できるのは、式場を使用する者に限り、その使用を許可するものとする。

(使用許可の変更及び取消し)

第6条 条例第4条第2項の規定により使用の許可事項を変更しようとするときは、総合斎苑使用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更の許可をしたときは、総合斎苑使用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 申請者は、使用の取消しをしようとするときは、総合斎苑使用取消申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書の提示)

第7条 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可書及び遺体の火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する死体火葬許可証を提示しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は次のと

おりとする。

- (1) 本市に住所を有する者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者 使用料の半額
- (2) 本市に住所を有する者で、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者 使用料の半額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者 市長がその都度定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合斎苑使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出するとともに必要な書類を添付しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項を審査し、使用者に総合斎苑使用料減免決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
（使用料の還付）

第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができないとき 使用料の全額
- (2) 使用者が使用する前日までに、使用の中止を申請し、これを市長が正当な理由があると認めたとき 使用料の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、総合斎苑使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
（使用料の特例）

第10条 条例別表備考第2項に規定する本市民に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本市から福祉施設（生活保護法第38条に規定する保護施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）に入所するために転出した者で死亡当時入所中であった死亡者
- (2) 本市から学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これに準ずるもので市長が認める施設）に入学し、又は入校するために転出した者で死亡当時在学中であった死亡者
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定により市長が火葬を行う死亡者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める死亡者
（焼骨の引取り）

第11条 使用者は、市長が指定する日時までに焼骨を引き取らなければならない。ただし、動物については、焼骨を引き取ることはできない。

2 市長は、使用者が前項の日時までに焼骨を引き取らないときは、これを処分することができる。

（遵守事項）

第12条 使用者及び斎苑の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 施設に特別な設備等をしようとするときは、係員に申し出て、その指示に従うこと。

(4) 棺に不燃物類、爆発物その他危険物を入れないこと。

(5) 霊柩車は、宮型は使用しないものとし、係員の指示に従うこと。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(損傷の届出等)

第13条 使用者は、斎苑施設、附属設備及び物品を損傷し、又は滅失したときは、その旨を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用後の届出等)

第14条 使用者は、斎苑施設の使用を終えたときは、その旨を係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(指示及び立入り)

第15条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用中の場所といえども立ち入り、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長が、条例第10条第1項の規定による斎苑の管理に関する業務を指定管理者に行わせた場合、第2条から第6条までの規定及び第11条中「市長」とあるものは、「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第2条及び第3条の規定に関する行為を行う場合は、市長の承認を得なければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(愛西市斎場の管理及び運営に関する規則の廃止)

2 愛西市斎場の管理及び運営に関する規則（平成17年愛西市規則第97号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この規則の規定に基づく使用の許可のための手続は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年2月10日規則第4号）

この規則は、平成24年2月18日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第3号）

この規則中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第17号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(その1)(第4条関係)

総合斎苑使用許可申請書

		受付番号	第 号	
申請者	住 所			
	氏 名	電話番号		
死亡者	住 所			
	(ふりがな)			性 別 男 ・ 女
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	死 亡 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分		
葬儀社名		電話番号		

使用施設		日 時	区分等	使用料(円)
火葬場		年 月 日 時 分		
式 場	通 夜	年 月 日 時 分		
	告 別 式	年 月 日 時 分		
待合室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
霊安室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
使用料合計				
備 考				

上記のとおり、施設の使用許可を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第1号(その2)(第4条関係)

総合斎苑使用許可申請書

		受付番号		第 一 号	
申請者	住 所				
	氏 名		電話番号		
死胎	父又は母の住所				
	(ふりがな)				
	父又は母の氏名	(父)		(母)	
	分娩年月日	年 月 日	午前 ・ 午後 時 分		
身体の一部又は胞衣物	使用者の住所				
	(ふりがな)			性別	男 ・ 女
	使用者の氏名				
	使用者の生年月日	年 月 日			

使用施設	日 時	区分等	使用料(円)
火葬場	年 月 日 時 分		
備 考			

上記のとおり、施設の使用許可を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第1号(その3)(第4条関係)

総合斎苑使用許可申請書

		受付番号	第 一 号	
申請者	住 所			
	氏 名		電話番号	

種 別	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ その他()		
火葬数	体	重さ	20kg未満・20kg以上
死亡年月日	年 月 日		
使用料	円		
備 考			

上記のとおり、施設の使用許可を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第2号(その1)(第5条関係)

総合斎苑使用許可書

		使用許可番号	第 一 号	
申請者	住 所			
	氏 名		電話番号	
死亡者	住 所			
	(ふりがな)			性 別
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	死 亡 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分		
葬儀社名			電話番号	

使用施設		日 時	区分等	使用料(円)
火葬場		年 月 日 時 分		
式場	通 夜	年 月 日 時 分		
	告 別 式	年 月 日 時 分		
待合室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
霊安室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
使用料合計				
備 考				

上記のとおり、施設使用を許可します。

年 月 日

愛西市長



様式第2号(その2)(第5条関係)

総合斎苑使用許可書

		使用許可番号	第 一 号	
申請者	住 所			
	氏 名		電話番号	
死 胎	父 又 は 母 の 住 所			
	(ふりがな)			
	父 又 は 母 の 氏 名	(父)	(母)	
	分娩年月日 時	年 月 日	午前 ・ 午後 時 分	
身体 の 一部 又は 胎衣物	使用 者 の 住 所			
	(ふりがな)		性 別	男 ・ 女
	使用 者 の 氏 名			
	使用 者 の 生 年 月 日	年 月 日		

使用施設	日 時	区分等	使用料(円)
火葬場	年 月 日 時 分		
備 考			

上記のとおり、施設使用を許可します。

年 月 日

愛西市長



様式第2号(その3)(第5条関係)

総合斎苑使用許可書

		使用許可番号	第	—	号
申請者	住 所				
	氏 名		電話番号		

種 別	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ その他()		
火葬数	体	重さ	20kg未満・20kg以上
死亡年月日	年 月 日		
使用料	円		
備 考			

上記のとおり、施設の使用を許可します。

年 月 日

愛西市長



様式第3号(第6条関係)

総合斎苑使用変更許可申請書

使用者	住 所				
	氏 名		電話番号		

許可年月日 及び番号		年 月 日 第 一 号			
変更事項					
使用施設		日 時		区分等	使用料(円)
火葬場		変更前	年 月 日 時 分		
		変更後	年 月 日 時 分		
式場	通 夜 告 別 式	変更前	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
	通 夜 告 別 式	変更後	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
待合室	開 始 ----- 終 了	変更前	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
	開 始 ----- 終 了	変更後	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
霊安室	開 始 ----- 終 了	変更前	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
	開 始 ----- 終 了	変更後	年 月 日 時 分		
			年 月 日 時 分		
使用料合計				変更前	
				変更後	
添付書類		愛西市総合斎苑使用許可書			
備 考					

上記のとおり、施設の使用変更許可を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第4号(第6条関係)

総合斎苑使用変更許可書

使用者	住 所				
	氏 名		電話番号		

許可年月日 及び番号		年 月 日 第 一 号				
変更事項						
使用施設		日 時		区分等	使用料(円)	
火葬場		変更前	年 月 日 時 分			
		変更後	年 月 日 時 分			
式場	通 夜 告 別 式	変更前	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
	通 夜 告 別 式	変更後	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
待合室	開 始 ----- 終 了	変更前	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
	開 始 ----- 終 了	変更後	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
霊安室	開 始 ----- 終 了	変更前	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
	開 始 ----- 終 了	変更後	年 月 日 時 分			
			年 月 日 時 分			
使用料合計					変更前	
					変更後	
添付書類		愛西市総合斎苑使用許可書				
備 考						

上記のとおり、施設の使用変更を許可します。

年 月 日

愛西市長



様式第5号(第6条関係)

総合斎苑使用取消申請書

使用者	住 所			
	氏 名		電話番号	

許可年月日 及び番号		年 月 日 第 一 号		
取消理由				
使用施設		日 時	区分等	使用料(円)
火葬場		年 月 日 時 分		
式場	通 夜	年 月 日 時 分		
	告 別 式	年 月 日 時 分		
待合室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
霊安室	開 始	年 月 日 時 分		
	終 了	年 月 日 時 分		
使用料合計				
添付書類		愛西市総合斎苑使用許可書		
備 考				

上記のとおり、施設の使用取消を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第6号(第8条関係)

総合斎苑使用料減免申請書

使用者	住 所				
	氏 名				
許可年月日及び 許可番号		年 月 日 第 一 号			
減免理由					
使用施設		日 時		区分等	使用料(円)
火葬場		年 月 日 時 分			
式 場		年 月 日 時 分			
その他		年 月 日 時 分			
		年 月 日 時 分			
使用料合計					
減免額					
備考					

上記のとおり、使用料の減免を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長

様式第7号(第8条関係)

総合斎苑使用料減免決定通知書

使用者	住 所				
	氏 名				
許可年月日及び 許可番号		年 月 日 第 一 号			
使用日		年 月 日			
区分等		納入すべき額	減免額	減免後の金額	
使用料	火葬場				
	式 場				
	その他				
合計					

上記のとおり、使用料の減免を決定したので、通知します。

年 月 日

愛西市長



様式第8号(第9条関係)

総合斎苑使用料還付申請書

使用者	住 所				
	氏 名		電話番号		
許可年月日及び 許可番号		年 月 日 第 一 号			
使用料納付年月日		年 月 日			
還付理由					
区分等		納付額	還付額	備考	
使用料	火葬場				
	式 場				
	その他				
合計					

還付先	金融機関名		種目	普通 当座	口座番号
	銀行 信用金庫 農協			店	
			フリガナ 名義人	-----	

上記のとおり、使用料の還付を申請します。

年 月 日

(あて先) 愛西市長